

第4章 施策調査

本研究では、矯正・更生保護の各段階における被虐待経験を有する少年の処遇、修学支援の取組及び地域社会による関わりについて、少年院、保護観察所、少年サポートセンター及び子供食堂を対象として、実地調査を行った。この章では、その内容を紹介する。

第1節 被虐待経験を有する少年の処遇

1 少年院

特別調査では、少年院在院者は、ACEを有する者の割合が高いことが明らかになったところ（第3章第3節2項参照）、男女別に見ると、男子では85.6%、女子では91.4%がACEを有していた。被虐待経験をはじめとする逆境的な体験を有する在院者は、様々な面でそうした経験の影響を受けており、処遇においても特有の難しさがあることが推察される。そこで、男子少年・女子少年を収容する二つの少年院において、被虐待経験がある少年の処遇の実情について、それぞれ聴取した。

(1) 被虐待経験を有する男子少年の処遇

ア 被虐待経験を有する男子少年の特徴

過去の被虐待経験が確認されている数事例を聴取した。その事例の概要については、当該少年の生育歴や矯正教育の個別具体的内容に深く関わっており、個人を特定されない形で紹介することが困難であるため、ここで示すことを差し控えるが、被虐待経験を有する男子少年に見られた特徴として、次の三点が挙げられる。

第一は、家族に対して抱えているネガティブな感情の複雑さ・根深さである。職員との面接場面において、他の話題では落ち着いてやり取りをしていた少年が、保護者の話が出た途端に表情が暗くなったり、感情のコントロールが効きにくくなったりするなど、保護者等からの被虐待経験を有する少年は、保護者等に対し、不満、憤り、恨み等、複雑な感情を現在も抱え続けていることが少なくない。そうした感情は、処遇が進んだ段階においてもなかなか整理することが難しく、態度が変容しにくく、根深いとのことであった。

第二は、自己肯定感の低さである。職員が助言しても、「どうせ自分は…」、「自分なんか…」と自己卑下し、否定的な反応であることが多い。職員に褒められることがあっても、「たまたまだから。」と捉えるなど、自分がやり遂げた結果として受け止めず、状況等、外部の要因に原因を帰属させることが多いため、なかなか自信にはつながらないとのことであった。

第三は、前向きな意欲の持ちにくさである。少年院の生活の中で問題に直面したときに、現在の問題について考えさせようとしても、「これは、過去の経験のせい。」と答えるなど、過去の不遇感にばかり意識が向きやすいだけに、現在向き合わなければならない問題に向き合いにくい。職員が問題を乗り越えられるように動機付けを高めようと働き掛けても、頑張ろうとする気持ちを持ちにくいとのことであった。

以上の内容を特別調査の結果も踏まえて見ると、第3章第3節3項では、ACE累積度が重篤であるとInternal傾向が低いこと、感情調整ができていないこと、「現在と未来の連続性」を持ちにくいことを示したところ、実際の事例も、これらの結果と一貫する内容であった。被虐待経験を有する少年は、これまでの生育環境の中で保護者等から褒められるなど肯定的なフィードバックをもらった経験が乏しいだけに、自分は何をしても意味がないと感じるなど自己効力感を得られず、成功体験が自身の頑張りの結果であるものと捉えにくく、自信にも直結しにくいことが考えられる。そうした素地もあって、問題を乗り越えた先にある望ましい将来を想像することもできにくく、先の目標を見据えて前向きな意欲を持つことが難しいものと推察された。

イ 被虐待経験を有する男子少年に対する関わり

福祉専門官及び法務技官（心理）より、それぞれの視点からの被虐待経験を有する少年に対する関わりについて、聴取した。

福祉的な視点から見ると、被虐待経験を有する少年に対する支援においては、家庭に多少問題があったとしても、保護者と少年を切り離すよりは、保護者も含めて包括的にケアしていくという視点も必要な場合がある。保護者は、自分（保護者）が非難されていると感じていると、少年に対する暴力が止まらない可能性もある。そのため、保護者もサポートするという視点を持ち、包括的に家族全体をケアすることも重要と言える。少年が抱える困難は、トラウマ体験だけでなく、学習不足や貧困等、様々な問題が絡み合っていることが多いため、どれか一つの問題にとらわれすぎることなく、全体を見ることが重要である。一つの問題ばかりをケアするのではなく、全体的なバランスを良くすることで、少年が「傷付き体験を持ちながらも、やっ

ていく力」を身に付け、少しでも生きやすくなるようにと考えながら支援している。今すぐに福祉的支援につながらなくても、いつかどこかでつながってくれるようにと願いながら、支援につながるための素地を作るような関わりをしている。

心理的な視点から見ると、被虐待経験を有する少年は、自尊心が低かったり、前向きな意欲を持ちにくかったりといった傾向があり、「目標を立てて頑張ろう」という意欲を根本的に持ちにくい。現在から過去の被害体験には意識が向きやすい反面、現在から未来へ展望が乏しい。少年によって、それぞれトラウマ体験は異なるため、それぞれの少年によって異なるポイントを踏まえた配慮が必要と考えられる。被虐待経験を有する少年の処遇においては、セルフ・コンパッション（自分自身を大切にすること）が重要である。個別面接等を行う際には、少年の防衛、緊張、過覚醒が少しでも低減し安心感につながるように、少年が少しでも伸び伸びとあるがままに振る舞うことを選択できる場となるよう意識しているとのことであった。

（２）被虐待経験を有する女子少年の処遇

ア 被虐待経験を有する女子少年の特徴

過去の被虐待経験が確認されている数事例を聴取した。事例の概要を示すことは、男子少年と同様の理由により差し控えるが、被虐待経験を有する女子少年に見られた特徴として、次の二点が挙げられる。

第一は、他者との安定した関係性の築きにくさである。例えば、特定の職員によく親和することがある半面、心理的距離が近くなりすぎ、少しでも少年の思ったような言動が職員から得られないと、途端に攻撃的な態度に出る、あるいは、少年の要求を通すために、職員に対して過剰に下手に出てみたり、年齢に比してかなり幼稚で退行した行動で反抗してみたりするなど、職員に対する態度が安定せず、極端であることが見て取れる。関係性の構築には相当の時間を要し、安定した交流ができにくいとのことであった。

第二は、問題の複雑さである。被虐待経験を有する少年は、家庭内での被害体験だけでなく、学校でいじめ被害の経験があったり、不登校になっていたり、精神的な不調を来していたり、自傷・自殺企図歴があったりと、様々な問題を同時に抱えている少年が少なくない。性的被害体験のある少年の中には、自分自身が悪いと思い込んでいることもあり、自分を責める必要はないと伝えても響きにくい。処遇において、何を糸口としてどこから介入したらよいか難しい場合が多いとのことであった。

以上の内容を統計調査及び特別調査の結果も踏まえて見ると、それぞれの調査において、被

虐待経験がある少年は発達障害・精神障害がある割合が高いこと（第2章第1節2項参照）、ACE累積度が重篤である少年は就学の状況が不良であること（第3章第3節3項参照）等を示したが、逆境的な体験と少年が抱える様々な困難が複雑に関連し合っていることは、実際の事例からも読み取れた。特に、他者との心理的距離の取り方の極端さや、抱えている問題の複雑さ、性被害体験への受け止め方などは、女子少年において顕著な特徴である可能性がある。処遇をする職員が少年と関係性を築こうとしても、少年にとって大人との関係性の基盤に保護者等との間の虐待的な関係性があるために、職員との関係が深まるほど、少年が持つ不安定な愛着パターンが再現され、いびつな関係となりやすいことも推察された。

イ 被虐待経験を有する女子少年に対する関わり

教育・支援部門で勤務している2名の法務教官より、それぞれ被虐待経験を有する少年に対する関わりについて聴取した。

被虐待経験を有する少年との関わりにおいては、まず、信頼関係を構築することが難しい。少年がこれまで十数年以上にわたって与えられてきた「傷」は、少年院の在院期間でケアするには期間が短すぎ、1年かけてやっと少年との信頼関係が構築できてきた時には出院時期が来てしまう。

現在は、継続的な支援の手段として、出院後の少年に対するフォローアップの制度もあるが、少年が相談を希望しても、すぐには面会できない場合もあり、少し時間が経って面会が実現した時には少年が抱えている問題が解決していたり、より大きな問題に発展してしまっていたりということもあった。少年が少年院に電話をしてくれば、面会よりも即時的な対応ができるが、電話が苦手だったり、そもそも電話ができなかったりする少年もいるため、そういった少年に対するフォローの体制の構築が難しい。

職員の側にも、代理受傷（職員が少年の被害体験の話聞くことで、自らが体験していなくても、少年と同様のトラウマを体験した状態となること）などの問題が生じ得るので、特定の職員だけに負担がいかないように、施設全体としてチームで対応している。ただし、個別処遇が必要な少年が複数名在院している状態になると、マンパワーが足りず、バランス良くチームで対応することが難しい現状もあるとのことであった。

(3) トラウマ・インフォームド・ケア

ア トラウマ・インフォームド・ケアについての職員研修

トラウマ・インフォームド・ケアは、トラウマについてしっかり把握することによって適切なケアやサポートが可能になるという概念（中島、2022）である。近年、全国の少年院においても、外部講師を招へいしたり、文献を基にテキストを作成したりするなどして、トラウマ・インフォームド・ケアの概念について職員研修を行っている。このうち、愛光女子学園において、NPO法人レジリエンスの中島幸子氏を招へいして実施された研修を傍聴したので、その一部を紹介する。

同研修では、トラウマ、アタッチメントとは何かということや、トラウマ体験を有する少年に対する支援の在り方等について、講話があった。中島氏によると、少年がこれまで逆境的な環境の下で生き延びるために身に付けてきた「誰かが傷付くサバイバルスキル」（自傷行為、解離、自分より弱い者をいじめる等）を、「誰も傷付かないサバイバルスキル」（治療を受ける、自分を認める、深呼吸をする等）へ転換させることを目指すような働き掛けが重要である。支援の場面では、例えば、医師の指示の下、解離症状が見られる少年に対して、職員と話し合ったことをノートにメモさせることで少年の記憶をつなぐ工夫をするといったことや、「なぜ？」という問い掛けは、少年が加害者から否定的な意味合いや高圧的に押さえ付ける意味合いが込められた言葉としてよく言われていた可能性があるため、そうした少年に対しては「なぜ？」と説明を求めすぎない方がよいことなど、具体的な関わり方について、助言があった。

イ トラウマ・インフォームド・ケアの視点を取り入れた処遇

紫明女子学院では、トラウマ・インフォームド・ケアに関する文献を基に作成したテキストによって、職員研修を行っており、同研修で得た知見が実際の処遇に役立った点や影響した点について、聴取した。

トラウマ・インフォームド・ケアについて学んだ中で、例えば、自傷行為には、被害体験に起因するつらさをかき消す目的もあること、被虐待経験を有する少年は保護者等に対して両価的な気持ちを持っていることが多いが、それは悪いことではなく、その両価的な気持ちを自覚することが回復につながるなど、新たな知識を得ることができ、処遇の方向付けが見えた面がある。従来やってきた処遇においても、少年が情緒不安定となる引き金があった場合に、職員間でその情報を共有し、個々の少年に応じて対応するなどしてきたが、こうした処遇の在り方は、きちんと根拠があることなのだと感じた。トラウマ・インフォームド・ケアにおける

「支援」という視点は、特に女子少年の処遇では有用であると考えられる。女子少年院の職員の中には、有形力の行使に苦手意識を持っている職員もいるため、少年が暴れたときに落ち着かせるために押さえることは、「有形力の行使」というよりも、「支えるための行動」とであると捉えると受け入れやすい。

一方、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を取り入れることに、混乱がないわけではない。少年には、「枠組の中で学ぶ権利」もあり、被虐待経験に起因する反応（症状）だからと言って規律を緩めるのではなく、それを症状だと理解した上で、規律の中で処遇することも重要である。少年院では指導とのバランスも重要となるため、支援の側面が強調されやすいトラウマ・インフォームド・ケアの視点について学んだ上で、指導と支援とのどちらか一辺倒にならないようにすることが必要になるとのことであった。

以上、被虐待経験を有する男子少年及び女子少年の処遇並びにトラウマ・インフォームド・ケアについての实地調査の結果について、それぞれ紹介したが、被虐待経験を有する少年の処遇においては、少年がこれまでの生育環境の中で身に付けてきた不安定な愛着パターンを職員との間でも再現してしまうことで職員が関係性の構築に困難を感じたり、少年から被虐待的な経験を共有されることで職員の代理受傷等の問題もあつたりして、心的負担が大きいものであることがうかがえた。そのような中、トラウマ・インフォームド・ケアの視点は、処遇が難しいと感じる少年の行動が理解しやすくなったり、少年との関係性を客観的に見直す手掛かりとなったりと、処遇のヒントとして役立つ面が大いにあると思われる。トラウマ・インフォームド・ケアのように、精神科等の矯正教育とは異なる視点からの助言は、職員にとっても支えになると考えられる。例えば、精神科医とのカンファレンスをしやすい体制を整えるなど、職員に対するサポート体制を構築することも必要であろう。

2 保護観察所

特別調査の結果（第3章第3節2項参照）によると、調査対象となった保護観察処分少年のうち、ACEを有する少年は56.5%であったところ、ACEの項目別に見ると、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」、「家族から、心が傷付くような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」は、「1回から数回」又は「繰り返し」と回答した者を合計した構成比が、それぞれ17.8%、17.3%であった。調査対象となった少年院在院者のうち、ACEを有する少年は86.3%であった。ほとんどの少年院在院者は、仮退院後に保護観察に付されることから、被虐待経験を有する保護観察対象少年は少なくないと考えられる。

ここでは、被虐待経験を有する保護観察対象少年のアセスメントや処遇の実情について、保護観察所から行った聴き取り調査の内容を紹介する。

(1) CFPによるアセスメント

保護観察所では、令和3年1月から、アセスメントツールとしてCFP（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した処遇を行っている。事件前後の出来事等だけでなく、生育歴、生活状況等から、八つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）について、犯罪や非行に結びつく要因や改善更生に資する事項（強み）を評価し、これらの相互作用、因果関係等の分析を踏まえ、保護観察の実施計画を作成するなどして、処遇の実効性を高めている。CFPでは、少年の被虐待経験についても留意しており、家庭裁判所や少年鑑別所等が作成した関係書類によるほか、保護観察の初回面接等において、保護観察官が本人や家族と面接した際に聞き取った内容を基に把握するようにしている。本人が自ら語らなければ保護観察官から話題にすることは慎重に行っているが、本人から暴力、体罰、拒否、支配、放任、無関心等を受けたことがあるとの言葉が出たり、保護者が配偶者等からの暴力を受けていたなどのエピソードを聞けたりすれば、虐待があったことの可能性を示唆するものとして留意している。

トラウマによる心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder；PTSD）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされており（野坂、2021）、生育歴を丁寧に追うことで、そうした行動の背景に虐待等によるトラウマがないか検討することが可能となる。

(2) 事例

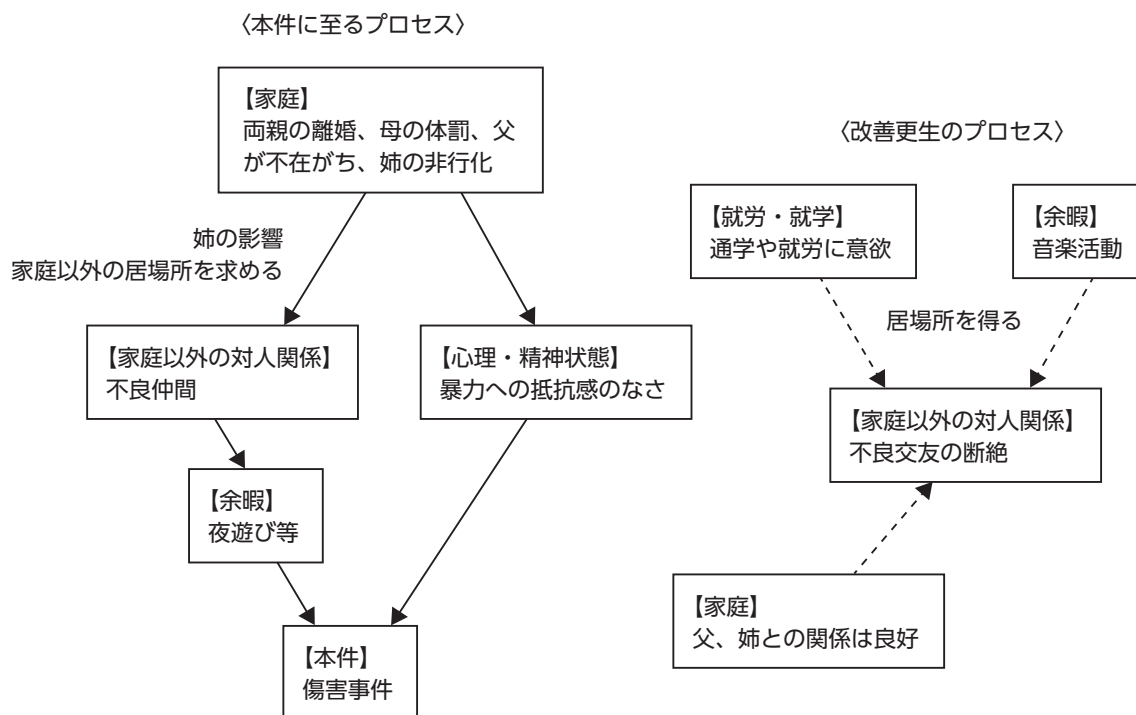
以下は、保護観察所におけるCFPにより、被虐待経験が把握された保護観察処分少年の事例である。担当の保護観察官が、CFPにおいて、的確な保護観察の実施計画を作成するためのツールとして作成したパス図である4-1-2-1図、4-1-2-2図及び4-1-2-3図を合わせて掲載する（図は、犯罪又は非行に至る過程及び改善更生に資する事項を可視化したものであり、特定の要因間を結んだ理由や見立てを付記している。）。なお、内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

【事例1】

本人は、幼少期から母の体罰があり、父は仕事等で不在にすることが多く、介入できなかった。両親が離婚してからも、父母のもとを行き来する不安定な環境にあった。非行化した姉の影響もあって、小学校高学年頃から、地元の不良仲間との交流をするようになり、家出や夜遊び等を繰り返すようになった。そうした中で傷害事件を起こし、保護観察処分となった。非行歴のある地元の仲間との交友が居場所となってきたことが指摘され、今後も交友が続くことが懸念された。本件については反省している。通学も続けており、勉強以外で打ち込んでいる音楽に対する意欲も持っていることや、現在は一緒に暮らす父と安定した関係を築いていることなどは、強みとして評価された。

4-1-2-1図

事例1 パス図



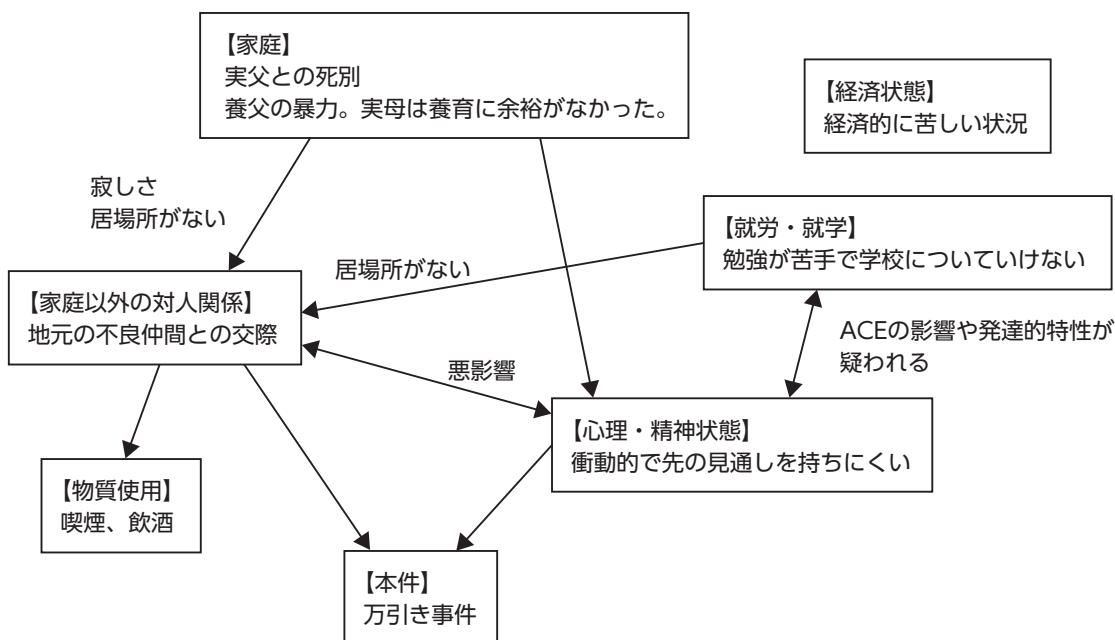
保護観察においては、本人に被虐待経験があることも踏まえて、共感的な言葉掛けや丁寧な説明をするようにした。保護司も、虐待を受けてきたことの影響を少しでも和らげるような接し方をするとともに、勉強や音楽活動を応援していることを伝えるなどの関わりを心がけた。本人は、就学を継続しながら就労も行い、学校や就労先が居場所となっていく。卒業した後は、音楽関係の専門学校に入学し、不良交友も見られず、暴力肯定的な姿勢も解消され、保護観察解除となった。

【事例2】

本人出生後、実父が亡くなり、養父は、本人が幼少期から暴力を振るうことが多く、就労もせず、経済的にも苦しい状況であった。本人は、小学生の時に勉強についていけなくなり、中学生の頃から、友人に誘われ、飲酒や喫煙に手を出した。怠学や深夜はいかい等による補導も頻繁にあり、友人と遊び感覚で万引きを繰り返すようになり、保護観察処分となった。衝動的で先の見通しを持ちにくいことが指摘された一方で、不良交友を続けることを考え直そうとする姿勢もあり、これが強みとされた。実母は、生活保護を受給し、経済状況は必ずしも良いとはいえない状況であったが、本人を監護しようとの気持ちが見られた。

4-1-2-2図

事例2パス図

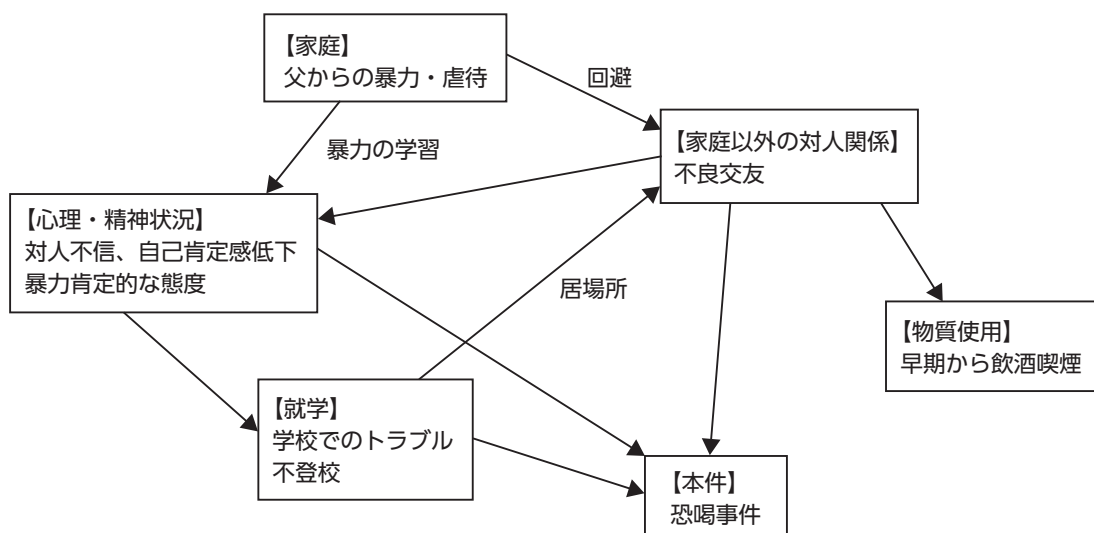


保護観察開始後は、保護観察官が窃盗の再非行防止のため、本人に対して、欲求をコントロールする方法を考えさせる指導を行ったが、自分のこととして捉えようとしないうところが見られ、考えが深まらなかった。本人は、夜遊びや不良仲間との交友も再開し、実母も、そのような本人と関わることに疲れきっている様子であった。そのような中で、窃盗等の再非行を起こし、保護処分の取消しとなり、少年院に送致された。

【事例3】

本人は、幼少期から父からしつけと称して暴力や虐待を受けていた。小学校でいじめの被害経験があり、中学生になると、同級生とのけんかや教師への反発をするようになり、学校も怠学気味で、次第に不登校となった。不良交友をきっかけに、早期から喫煙や飲酒もするようになり、恐喝事案により、保護観察処分となった。対人不信があることや自己肯定感が低いこと、そのため他者と安定した関係が築きにくいことなどが指摘された。父から暴力を受けてきたこともあって、暴力を問題解決の手段としており、強い者が正しいという考え方が見られた。

4-1-2-3図 事例3パス図



保護観察においては、本人に自信を持たせるため、ささいなことでも肯定的な変化を見逃さず支持することや、暴力を容認する考え方の修正等を図ることを指導することとした。保護観察官が、中学校との間で、登校継続や卒業後の進学に向けたサポート体制等を協議するなどし、担当保護司も、本人の通学を応援する姿勢で関わった。本人も、保護司とは良好な関係であったが、中学校への登校を継続できず、次第に夜遊びなどを繰り返した。保護観察所も、中学校から情報を得るなどして、本人を指導したが、不良交友仲間と夜間に出身小学校に侵入する再非行を起こすに至った。

(3) アセスメントを踏まえた被虐待経験を有する少年への処遇

保護観察官より、被虐待経験を有する少年への処遇について、聴取した。被虐待経験を有する少年は、自尊感情が乏しく、自己肯定感を持ちにくい傾向があり、そのため、物事をやり遂

げようとする自信に欠け、ささいなことで挫折し、地道な努力ができないことがある。周囲からは怠惰と見なされ、自己イメージを更に悪化させやすく、対人不信等から安定した対人関係を築けないことがあるほか、家庭に居場所がなく、不良交友等により孤独や寂しさを埋め合わせようとしやすい。このようなことが非行につながる要因となり得るため、保護観察処遇においては、見逃すことができない重要な事柄である。

保護観察の面接では、基本的に受容的な態度で、対象者の話に耳を傾け、安心感を持てるような雰囲気づくりを心掛けている。少年が過去を受け止め、前向きに人生を送ろうと思えるよう、普段頑張っていることなどに焦点を当てて、自信を引き出すようにしている。

CFPによるアセスメントを丁寧に行うことにより、非行の背景を理解することにつながっているほか、非行につながる要因のみならず、本人の強みや本人の持つ力を生かすという視点で処遇を行い、本人自身の自己肯定感を高めることにつながっていると考えられる。

被虐待経験があることにより、対人関係の不安定さ、感情統制の難しさから、仕事が長続きできない、学校で不適応を起こすなど、日常生活においても困難を抱えやすいことがうかがえるが、突発的に、親元や住込み就職先を出るということもあり、住居確保や就労の支援が必要となることがある。依存症、発達障害等のため、医療との連携が必要となるケースもあり、少年の意向を確認した上で、医療機関について情報提供し、受診を働き掛けるなどしている。

親元から自立している場合等を除いて、保護者への働き掛けが必要な場合は、本人への更なる虐待を招かないよう、本人の意向を確認した上で慎重に行っている。被虐待経験を有する少年の場合、保護者自身が支援を必要としているということが、しばしば見受けられるので、保護者の苦勞にも寄り添い、共感の姿勢で丁寧に関わる必要がある。保護観察所では、複数の保護司を指名し、少年と保護者それぞれについて主な担当を決めるなど役割分担をすることがある。地域の中で継続的な支援が必要なケースもあるので、例えば、非行少年の保護者の会等を紹介してつなげることもある。保護者による被虐待経験がある少年院在院者の場合、保護者が引受けを拒否している、又は、保護者と同居することに少年が不安を感じているなどの理由により、親元以外の帰住先の調整等が必要なことがある。少年院でケース検討会が行われる場合には、生活環境調整担当の保護観察官や地方更生保護委員会の保護観察官等も出席し、課題を共有している。虐待による影響が深刻であり、精神疾患があるなどの場合は、就労による自立も困難なこともあり、福祉サービスの利用の調整等を要することもある。福祉機関や行政機関が関与する場合は、保護観察期間を終了しても支援を受けられる体制を構築するための働き掛けを行っている。

トラウマの影響として、対人関係でのトラウマティックな関係性の再現、すなわち、他者の視線を「攻撃」と認知して、相手を威嚇したり、攻撃したりすることもあれば、「非難された」と思い込んで相手に従ってしまうなど、「加害－被害」の関係性を繰り返すことが見られやすいと言われているところ（野坂、2021）、保護観察対象者も、処遇する側の保護観察官や保護司に対し、反抗的な態度や攻撃的な言動をすることがある。そのような行動の背景に被虐待経験の影響があることを理解することができると、問題行動と決めつけて不適切な対応をすることを避けることができる。そうした対象者の言動により、保護観察官や保護司が傷付くこともあり得るので、処遇者である保護観察官や保護司の心の健全さを守るためにも、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりをすることが求められると考えられる。

（4）考察

以上の保護観察所からの聴取結果を踏まえると、まずは、処遇者側が、CFPによるアセスメントを通じて、被虐待経験があることを認識した上で処遇に当たることが欠かせない。受容的に関わり、CFPで見いだした本人の強みを生かすことは、対象者の自己肯定感を高め、落ち着いた状態で生活を送ることを促進すると思われる。

一方、対象者の反抗的、攻撃的な言動により、処遇者の精神的な負担となることがあるが、そうした行動の背景に被虐待経験がある場合もあることを保護観察官や保護司が理解することにより、適切な対応をとることが可能となり、ひいては、処遇者側の精神的な負担の軽減にもつながる。

聴き取り調査を行った保護観察所では、全保護司を対象としている地域別定例研修等でトラウマ・インフォームド・ケアの概念を周知するなどしたとのことであり、今後、保護観察官や保護司への研修等を活用し、トラウマ・インフォームド・ケアについての理解を促進できるようにしていくことが重要であると考えられる。

第2節 修学支援

1 少年院

少年院では、在院者の社会復帰支援のため、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先の確保、医療及び療養を受けることを助けることなどに加え、高等学校への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るべく修学支援を行っている。

全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした修学支援ハンドブックが配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と情報提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「修学支援デスク」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られるようになっている。

ここでは、修学支援の例として、①多摩少年院における対象者の選定等、②高等学校在学者並びに高等学校中退者及び未就学者への復学支援等の状況、③支援における実態等について、聴き取り調査を行った内容を紹介する（なお、記載内容は、調査時点である令和4年3月時のものである。）。

（1）対象者の選定等

多摩少年院では、「修学支援実施要領」を定め、同要領に基づき、修学支援対象者を決定している。具体的には、修学支援を専門に行う職員（修学支援専門官）が、2級（少年院における処遇では、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。）に進級してから1か月を経過した在院者について、少年の生活する寮（在院者は、「寮」と呼ばれる生活空間に分かれて集団生活を送っている場合が多い。）の社会復帰支援担当職員等を通じて、修学支援対象者の候補となる者を確認する。次に、修学支援専門官が、候補者と面接するなどして、当該在院者の進路、修学支援が必要となる理由、保護者等との調整の状況等を確認した上で、「修学支援に関する希望調書」を作成し、内部の審査手続を経て、修学支援対象者が決定される。なお、修学支援対象者の要件は、高等学校、専修学校、大学その他の学校

への復学、転学、入学・進学を希望していることである。

(2) 高等学校在学者並びに高等学校中退者及び未就学者への復学支援等の状況

高等学校在学者については、復学支援を実施する。実情としては、少年院入院前に全日制高等学校に在籍していた者は、ほとんどの場合、逮捕と同時に退学していることが多く、本調査時には復学支援対象者はいなかった。一方、通信制高等学校に在学していた者は、休学の手続をとる者もいるが、逮捕から少年院入院までの期間が長く、その間のレポートの提出、スクーリング等への参加をしておらず、履修登録の時期を逃すなどしており、入院時に学習意欲も低下している者も多い。保護者等が、直接、通信制高等学校側と連携を図り、仮退院後の復学について進めたケースがこれまで2件あったが、多くの場合、在籍している高等学校との窓口となる保護者等の考え方、経済力等の事情から、通信制高等学校の学習を継続しようとする家庭は少ない。

高等学校中退者及び未就学者については、通信制高等学校との連携、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の実施等がある。

都内通信制高等学校と連携し、在院者が編入学できるような支援を行っている。編入学等の対象者の選定基準は、①対象者が当該通信制高等学校への入学、転入学、編入学を強く希望していること、②院外で実施される当該通信制高等学校におけるスクーリング実施時に、2級ないし1級であること、③保護者等が当該通信制高等学校への編入学等に同意し、かつ、学費、教材費等を負担することが可能であること、④保護者等が必要に応じて、多摩少年院で実施される当該通信制高等学校の入学説明会及びカンファレンスに参加できることである。当該通信制高等学校は、毎年4月末及び10月末の年2回の入学を受け入れているが、令和3年度は、2回の入学月に1名ずつ、合計2名の在院者が入学した。

高卒認定試験について、令和3年度を受験延べ人数は35人であり、そのうち、全科目合格者は9人であった。特に、外部協力者として、不登校や高等学校中退等の困難を抱える子ども・若者を一貫して支援している株式会社キズキから、毎週講師を派遣してもらい、高卒認定試験のための指導を依頼している。

(3) 支援における実態

中学卒業後又は高等学校中退後に就労していた在院者は、修学支援を希望することが少なく、ほとんどの者が就労を希望している。これは、本人の学習意欲の程度、出院時の年齢、保護者

等の意向、保護者等の経済的状况等が理由である。一方で、少年院での矯正教育を通じて学習意欲を高め、高卒認定試験を受験する者もいる。なお、保護者等から修学についての経済的な協力を得られない場合等には、出院後に就労し、学費を貯めてから、進学するように希望を持たせるような助言等をした上で、支援を行うこともある。

逮捕時から入院までの間に高等学校に在籍していた在院者は、在学中の生活態度が個々に異なるものの、概して、レポート提出やスクーリングに参加していなかった者が多く、高等学校に在籍していたものの、単位をほとんど取得していない場合が多い。高等学校を2回、3回と変更しながら、本人の非行により、単位取得が進んでいない者も散見される。

なお、多摩少年院の在院者の7割以上が18歳以上であることから、修学支援対象者は、自身の年齢を考慮し、高等学校卒業のために年数を掛けずに、高卒認定試験の全科目合格を目指し、専門学校や大学への進学を目指す者が圧倒的に多い。

(4) その他の教科指導等

以上の修学支援のほかにも、義務教育の未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、矯正教育における五つの分野のうちの一つである教科指導において、小学校、中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行っており、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた指導を行っている。多摩少年院でも、教科指導については、出院後の修学・就労等の支援を行っているNPO法人育て上げネット等の外部協力者による各種支援を導入するなどして、学力の向上に努めている。とすれば、矯正教育（教科指導）によって、学力を向上させ、社会復帰支援によって修学支援を行うというモデルケースも考えられる。

一方で、在院者が高等学校に在籍しながら実際には通学していない場合や、数回高等学校を転学するなどしている場合は、保護者等にとってみると、これまでほとんど通学した実績（単位取得等）がないのに授業料等の負担が続いてきたことになり、もはやこれ以上の経済的な負担を掛けてほしくないというケースがある。保護者等自身が修学そのものに関心がない場合、在院者は、学費を自分で工面する以外に、修学することが難しいと考えられるケースも散見される。

これまでの調査結果を踏まえると、在院者の修学支援は、修学したいという在院者の意思のほかに、保護者等の修学への関心の度合いや賠償金等の支払いを含む経済的な側面から、修学

よりも就労を優先させたいなどの希望を含め、保護者等の考え方に大きく左右されることが分かった。

2 保護観察所

保護観察所は、修学支援の取組として、学校等の関係機関との連携に取り組むなどしてきたものの、保護観察対象者にとっては、十分な学びの機会を得ることができないことが犯罪や非行に至る背景になっている場合があることを踏まえ、より直接的に学習の継続につながる支援等を行うべく、令和3年度から修学支援パッケージを一部の庁で試行している。

修学支援パッケージは、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者（保護観察の類型別処遇において、就学類型に認定された者（学校に在籍しており、その継続が改善更生に資する者や、不就学の状態にあり、進学・復学を希望し、支援が必要と認められる者）等）に対し、個々の対象者のニーズに応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議、キャリア教育講演会等を組み合わせて実施するものである。

ここでは、修学支援パッケージの試行庁である福岡保護観察所及び大津保護観察所から、支援の実情について聴き取り調査を行った内容を紹介する（なお、記載内容は、調査時点である令和4年8月時のものである。）。

（1）対象者の選定等

保護観察開始後の最初の面接において、保護観察官が保護観察対象少年にチラシを用いるなどして制度の説明をしている。その段階で支援を希望する対象者は多くないが、保護観察の経過の中で生活状況を見ながら働き掛けたり、事件記録を精査するなどにより支援のニーズがあると見られる対象者の掘り起こしを行ったりし、支援が必要な対象者がいた場合には、適切に支援を行える態勢を整えるように努めている。

（2）学びの継続に向けた支援

福岡保護観察所では、修学支援パッケージの対象者に学習支援や学校との協議等の支援を実施している。学習支援については、「ばいこうカフェ」という軽食付き学習支援や、NPO法人与連携した学習支援等の方法により実施している。ばいこうカフェは、交通の便が良く、休日も使用可能であることから、福岡市にある更生保護施設で実施している。参加する対象者から、普通の勉強で分からないところを確認しておき、当日は、教員免許を有する保護司が学習支援

を行うほか、高卒認定試験の受験に関しても助言を行う。学習支援を行った後は、更生保護女性会の会員が食事を一緒にとって交流することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、食事を中止し、お菓子等の軽食をとりながらの交流とした。ばいこうカフェは、福岡保護観察所が主催し、更生保護に関わるボランティアの協力を得て支援を行うものであるが、それ以外にも、地域のNPO法人と連携した学習支援を始めている。保護観察の処遇で連携している地域の福祉関係機関から地域で学習支援を行うNPO法人として紹介されたことがきっかけで、対象者の学習支援を依頼した。無料の支援であることから、経済的な事情により就学の継続に困難な対象者にとっても利用しやすいという利点がある。福岡市から遠方に居住する保護観察対象者の学習支援を当NPO法人に依頼したところ、オンラインにより、大学生のボランティアに勉強を教えてもらうとともに、大学進学に係る様々な助言を受けることができた。学校との協議については、通常の保護観察処遇でも必要に応じて実施しているが、家庭環境が落ち着かず、深夜はいかいを繰り返していた中学生の支援対象者について、担当の保護観察官が、校長や担任の先生と協議するなど、中学と連携して登校継続のための支援を行うなどしている。

大津保護観察所では、修学支援における保護観察所の主要な役割として、対象者のニーズを踏まえ、適切な関係機関につなげ、社会の中での学びを継続できるように支援することであるとの考えの下、仮退院後に就学を希望していた少年院在院者について、本人の同意を得て、担当保護司を通じて、地域で学習支援を行っている公的な支援機関に情報提供し、仮退院後の支援を依頼したところ、本人は、仮退院してから、同機関に通い、定期的に大学生のボランティアによる学習支援を受けた。同機関は、保護観察の実施において以前から連携してきた機関であるが、県内に複数箇所のセンターがあり、市役所等に設置されていることから、対象者にとってアクセスしやすいという利点があり、前記ケースでの連携をきっかけにして、今後の修学支援での連携を協議した。同機関も協力的な姿勢を示しており、学習支援が必要な対象者について、今後も連携を図っていきたいと考えている。同機関との連携のほかにも、登校の継続がなかなかできない中学生の対象者について、学校とのケース協議や保護司による学習支援を行うなどしている。

(3) 支援を通して見られる少年の特徴

福岡保護観察所及び大津保護観察所の保護観察官から、支援を通して見られる少年の特徴について、聴取した。

中学卒業前後の少年は、家庭環境が原因で、家に居場所がなく、不良交友や深夜はいかいをしてしまうことがあるが、そうしたケースでは往々にして怠学の傾向も見られることがある。高校を中退した少年は、非行を起こしたことが原因で保護観察開始時に既に中退となっていることが多く、その後、通信制高校等に編入できた者もいるが、就労と両立しなければならない者にとっては、課題の提出等が難しくなるなど仕事と就学の両立に支障が生じることが少なくない。

保護観察となる前に、少年鑑別所や少年院において就学への意欲が高まっても、地域社会に戻ると、対象者がその意欲を保つことが難しいことが多い。学習意欲を維持できない要因の一つとして、本人が就学を希望しても、保護者の意向との間に溝がある場合がある。その背景として、保護者が進学することにメリットを感じていなかったり、学習することの大切さを実感できていなかったりすることがある。保護観察所では、保護者との面談により、粘り強く働き掛けることとしており、経済的な問題が影響していると思われる場合は、地方公共団体の制度を紹介するなどしている。一方、こうした家庭環境で育った少年は、就学による未来の報酬に期待するよりも、給料という目の前の報酬を選択しやすくなる傾向があり、特に、地元の先輩や周囲の比較的親しい人が働いている姿を見て、就労を選択しやすいが、高校中退等により学歴が不十分であることで、正規雇用での就労が困難になることもある。保護観察所では、ハローワークと連携した就労支援や、更生保護就労支援事業所を活用した支援を行っており、協力雇用主の下で就労を開始する少年もいるが、最近では、SNS等を使って自分で仕事を見つける者もいる。友人や知人の紹介で仕事を見つける者も多いが、不安定な雇用形態等が理由で早期に辞めてしまうこともあり、結果として、安定した就労生活を送れず、再非行のおそれが高まってしまうことがあることに注意する必要がある。

高校を中退した少年に対しては、高校を卒業することで将来の可能性が広がるといったことを保護観察官から説明するものの、対象者がそのことを実感して受け止められていないと感じることがある。地域の機関団体と連携した学習支援を行うことは、学力を向上させるだけでなく、大学生やBBS会（非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体）の会員等との関わりを通じて、学びを継続することで将来の可能性が広がる具体的なイメージを持つことができることに意義がある。信頼できる雇用主の下で働いている少年は、雇用主の言葉で学習意欲が高まるといったケースもある。このように、対象者一人ひとりに伝わるような形でアプローチし、そのニーズに応えるようにしていくことが重要である。

(4) 考察

上記の保護観察所からの聴取結果からは、保護観察対象少年は、就学自体に意義を見いだせなかったり、少年院や少年鑑別所から退所した後、意欲が維持できなかったりすることが多いことが分かった。その背景には、家庭において勉強や進学に意義を感じられず、幼少期から落ち着いて学業に励む環境になかったなどの生育環境による影響が大きいのではないかと推察される。修学支援が必要であると考えられるケースでも、学業への意識や姿勢、学力、これまでの就学への適応状況等が個々で異なっており、その背景に生育環境が影響している可能性があることを踏まえ、一人一人に見合った働き掛けや支援が必要である。雇用主の言葉で就学したいという気持ちになることもあり得る。保護観察所は、公的機関やNPO等と連携することで支援体制を構築しようとする取組を行っており、修学支援パッケージの試行で培われた知見等を踏まえつつ、保護観察期間中に支援が必要な場合には、関係機関に確実につなげ、本人において就学意欲があまり高くない場合には、同期間終了後であっても、支援を受けたいときに地域から支援を受けられることや当該地域における支援機関を本人に伝えておくことが重要であると考えられる。

第3節 地域社会による関わり

1 地方公共団体等による支援

本節では、様々な逆境体験等を有する非行少年に対し、地方公共団体等の関係機関や地域において、具体的にどのような支援がなされているかについて、訪問調査を行った結果を紹介する。

初めに、福岡県の北九州少年サポートセンターにおける取組を紹介する。取組等に係る内容は、令和4年11月、福岡県警察本部生活安全部少年課課長補佐であり、警察庁指定広域技能指導官に指定されている安永智美氏から聴取したものである。

(1) 北九州少年サポートセンターの概要

少年サポートセンターは、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織であり、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等の専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動について、中心的な役割を果たすための組織である（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条を参照）。

北九州少年サポートセンターは、平成15年4月、少年非行への積極的な対応を目的として、警察庁舎から出て、地域福祉の拠点施設である「ウェルとばた」（北九州市戸畑区）内に設けられた。

当初より、同一階には、北九州市が設置する児童相談所（現在の名称は「子ども総合センター」）があり、その後、北九州市教育委員会生徒指導課の「少年サポートチーム」も設けられている。加えて、これら三者の間では、一部で人事交流も行われており、相互理解が深まり、平素からの情報共有と緊急時の円滑な行動連携が可能となっている。

少年サポートセンターは、都道府県警察により、組織構成や活動内容が異なるとされているが（石川他、2012）、北九州少年サポートセンターでは、組織構成については、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、教員免許等の資格を有した専門職員である少年育成指導官（福岡県警察独自の呼称であり、少年警察活動規則でいう「少年補導職員」）、少年非行に精通した警察官、教員出身の教育委員会職員で構成されている。活動内容について、平成14年までは街頭補導等中心型であったが、15年以降は相談・立ち直り支援中心型となり、広報啓発活動も中心業務の一つになっている。特に、乳幼児期の子供の保護者への啓発が大切であるとの観点

から、幼稚園、保育園への出前講座等も行っている。

(2) 立ち直り支援の実情等

個々のケースに携わる端緒としては、少年が在籍する学校からの相談や児童相談所からの依頼が多いが、親が子供の逸脱行動をきっかけに非行相談に連絡してきた事案や、既に関わりを開始した少年が、被害体験・傷付き体験のある友人を、「話を聞いてあげてほしい」と連れてくる事案もある。

非行の背景として、多くのケースにおいて、家族等による虐待や不適切な養育、性被害を含む被害体験等、子供の健全育成を阻害する劣悪な環境及び少年自身の心身への傷付き体験があると感じている。立ち直りの支援・援助には、「3本の矢」、すなわち、「指導・教育」、「問題行動の『根っこ』へのケア」、「問題解決」の三つの柱があると考えられる。

一つ目の「指導・教育」については、少年育成指導官等が中心となって、自己肯定感を育むような心理教育や心理療法、薬物、性加害、暴力の再発防止に関するプログラムを実施したり、アンガーマネジメントのスキルを身につけさせたりしており、必要な場合には、精神科医療等の社会資源につなげ、加害・被害を未然に防ぐための予防教育も行っている。

二つ目の「問題行動の『根っこ』へのケア」については、少年の多くに傷付き体験があることを踏まえ、カウンセリングマインドを持って、受容、共感と傾聴に基づく心理面接を行っている。この部分へのケアに当たっては、トラウマの視点から考えるトラウマ・インフォームド・ケアが必要不可欠であると感じている。拒絶や悪態等の「試し行動」に動じることなく、少年たちが真に心を開くまで覚悟をもって向き合い、問題の解決に向けた支援を行っている。

三つ目の「問題解決」については、虐待、いじめ、経済的困窮といった、子供たちが多層的、多面的に抱えている諸問題の解決に向けて、多機関で連携しながら、アウトリーチ型のソーシャルワークを展開している。保護者の中には、支援に乗ってこない者もいるので、そのような場合には、積極的に家庭訪問を行うなどしている。

継続支援の対象は、原則として20歳までであり、支援期間に制限はなく、定期的に継続の要否の検討がなされるが、多くのケースで年単位の関わりとなっている。

(3) 考察

本研究では、第3章第3節2項において、ACEを有する者が、少年院在院者では合計86.3%、保護観察処分少年では合計56.5%であることを示したが、非行の背景に、被虐待経

験や、家庭内にアルコールの問題、薬物依存を抱えている者がいるなど、厳しい生育環境があることも多いことがうかがえた。

北九州少年サポートセンターが、平成15年に北九州市児童相談所と同じ建物、同じ階に移転したのは、当時の少年非行の増加等を踏まえ、立ち直り支援・援助の機能を強化するためであったが、その後、同市教育委員会の「少年サポートチーム」も同一階となり、いずれかの機関において支援等が必要な事案を把握した際には、ワンストップで関係機関が情報共有を行うとともに、それぞれの強みを生かしつつ、個々のケースに対して多角的なアセスメントを行った上で、迅速かつ重層的に働きかけていくことが可能となっている。

同サポートセンターは、少年非行の背景に、多くの場合、生育環境の問題やトラウマ体験があることを踏まえて、トラウマ・インフォームド・ケアという視座を持って関わることにより、少年たちが、被害体験を含めて、自分のことを安心して開示したり、表現したりできるようにすることに特に留意しており、それを前提に非行少年との関係を構築し、年単位といった長い期間にわたって、非行少年の立ち直り支援に当たっている。

これらの点は、生育環境に様々な課題を抱える非行少年を支援していく上で、重要な示唆であると思われる。

2 地域における支援

第3章第3節3項（1）では、少年の食事の頻度に関して、少年院在院者及び保護観察処分少年は、一般調査の結果と比べ、規則正しい食生活を送っている者が少なく、また、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえることを示した。近年、困難を抱えた子供たちの食事や居場所の確保に関し、地域住民等により、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂が広まってきている。

本項では、非行少年を含めて、様々な逆境体験等を有する少年に対する地域社会による支援の例として、更生保護女性会（地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力するボランティア組織）の会員がボランティアとして関わっているほか、地域の様々な主体が設置主体・支援者として関わっている好事例として、埼玉県吉川市内において、社会福祉法人「福祉楽団」が地域貢献活動として行っている地域食堂「みんなの食堂 ころあい」の取組を紹介する。

以下は、令和4年12月、「地域ケア よしかわ」の代表者である松本亜季氏から、「みんなの食堂 ころあい」の開設経緯や支援の実施状況等について、同食堂に調理ボランティアとして

関わっている吉川市更生保護女性会会員から、同ボランティアに加わるようになった経緯等について、聴取した内容である。

(1) 地域食堂「みんなの食堂 ころあい」の開設経緯等

社会福祉法人「福祉楽団」は、平成26年4月に、埼玉県吉川市にある吉川団地に「地域ケア よしかわ」を開所し、訪問介護・居宅介護、居宅介護支援・相談支援事業を行っている。

同法人は、吉川市内に事務所を設ける際に、当初から、地域の高齢者の方々や子供たちが集まれるコミュニティスペースを設けることを計画し、キッチンスペースも含む形で、事務所の内装工事を行った。

事務所が開所となり、コミュニティスペースを毎日開放し、「自由にお使いください」と声がけしていたら、子供が集まるようになり、それを見た地域の民生委員・児童委員から、「寺子屋事業を一緒にしよう」と持ちかけられた。そこで、「寺子屋事業」を行っていたところ、同事業やコミュニティスペースに集まってくる子供たちと接するうちに、「おなかが空いた」と訴えたり、食事にパン等を自分で買って食べるようにと百円玉一枚を持たされている子供、カップラーメンを食べに誰もいない自宅に戻る子供等に接し、子供の食事を支援する必要性を感じた。当初は、職員がおにぎりを作って提供するなどしていたが、地域における寺子屋事業に携わっていた方から、このキッチンスペースを使って地域食堂ができないかと持ちかけられ、同年11月に地域食堂である「みんなの食堂 ころあい」（以下「ころあい」という。）を始めた。

(2) 「ころあい」による支援の状況

現在は、月曜日、水曜日の週2回開かれ、利用する方は、1日当たり約30名～50名である。食材については、法人が様々な助成金を確保したり、地域の家庭菜園を楽しんでいる方や農家の方々、企業、医師会等から寄付を受けたりしており、食堂の利用を無料としている。

利用している方々は、一人親家庭や子供の人数の多い家庭の親子、高齢の一人暮らしの方、精神疾患を抱えた一人暮らしの方等である。利用している子供たちについて、外見からは、困難を抱えていることが見えにくく、関係性ができてから、よく話を聞いてみると、ヤングケアラー（介護等に従事する子供）であることが判明することもある。利用する大人や子供たちの中で、何らかの支援を必要としていると思われるケースについては、高齢者福祉のケアマネージャーや障害者福祉サービスの相談支援専門員である職員が話を聞き、関係機関につなげるなどの対応を行っているが、課題が見えにくく、必要な方に必要な支援がきちんと行き届いてい

るのか、自問しながら、活動を続けている。

吉川市のホームページ上に、市内で開かれている地域食堂の一つとして紹介されているほか、社会福祉協議会ないし地域のケアマネージャー、行政職員等の紹介や、既に利用している方から情報を得て来る場合もある。

法人においては、「ころあい」の開設当初は、週3回開催し、特に支援を必要としていない人も含めて、予約なしで誰でもふらっと立ち寄れる場となるようにしていた。これは、周囲から、ここに来る人は困窮していると見られ、利用したい方が立ち寄りにくいと感じることのないよう心がけていたためである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、弁当の配布に切り替えたが、「知り合いの分も持って行きたい」などと、利用者の顔が見えない中で配布数だけが増えていく経験を経て、令和3年4月、週2回（月曜日及び水曜日）、午後4時から同5時50分の間の3部制で、食堂内での食事提供を再開した際には、事前に氏名、連絡先等を登録してもらい、事前予約制・完全入れ替え制により運営することにした。事前登録制等は、新型コロナ感染症の感染拡大下で運営するためには必要な措置であるものの、例えば、大きく困ってはいないと思われる方は、ふらっと立ち寄ることに抵抗感を感じてしまうかもしれない。一方で、最初の受付登録時に、専門職である職員が、利用を申し込んだ方から生活状況等について話を聞くことで、必要な場合には、早期に関係機関につなげることが可能となるなどのメリットも感じ始めている。利用したい方が立ち寄りにくい雰囲気を感じることをないように、特に配慮している。

利用している一人親家庭の親の様子を見ると、一人で全てを背負い、自分だけで解決しないといけなく考えているように感じるものが多く、もともと、仕事と家事、育児で忙しく、一人親同士のつながりが希薄な中、コロナ禍の影響で更に人と会ったり、集まったりすることが敬遠されがちとなったものの、今後、「ころあい」が、人とつながる場になればよいと願っている。

(3) ボランティアとしての関わり

ボランティアとして関わることとなったきっかけは、吉川市更生保護女性会会員であり、民生委員・児童委員をしている者から、「ころあい」での食事作りのボランティアについて声がかかったことである。利用する子供を見ると、開設当初は、外見上も非行性があると分かる子たちも来ていたが、現在は、数としては未就学児や小学生が多い印象を受けている。

更生保護女性会は、全国で、かねてより子育て支援活動に取り組んできたところ、吉川市更

生保護女性会においては、これらの活動に加えて、有志が「ころあい」の食事の調理等を行っている。

「ころあい」の調理支援については、大人数分の食事を短時間で準備する必要があることから、どうしても、会場のキッチン設備の使用にも慣れた中核となるメンバーが必要であり、それに加えて、経験のやや浅いボランティアが数名加わっている。この中核となるメンバーの中で、都合が悪い場合には、相互に当番を交代することによって、継続的な関わりを確保している。地域食堂を通じて、地域の子供たちに関わり、見守っていきたいと考えている。

(4) 考察

以上が聞き取り調査の結果であるが、本来は、生活困窮や非行等といった利用者の特性をできるだけ限定せず、誰でもふらっと立ち寄れる形態とすることにより、支援を必要としている人が、周囲の視線を気にすることなく、安心して利用できるとの「地域ケア よしかわ」の松本氏の発言は、実践を踏まえた重要な指摘と考えられる。

また、より多くの者が安心感を持って利用できる「居場所」に地域福祉の専門職がいることで、たまたま来所したことを通じて新たに把握した困難を抱える子供等を、必要な支援機関につなげることも可能になり、食事や居場所の提供にとどまらない相乗効果が期待できる。

加えて、そうした場の設置、運営に、地域の様々な主体が、運営場所の提供、栄養関係面での助言、食材や運営資金の寄付、調理ボランティアとしての参画等、得意な分野で貢献しあうことにより、質の高い支援を継続的に実施することが容易になると思われた。